

別表（第8条関係）

勤労青少年ホーム

施設	時間	使用料		
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
講習室		550円	880円	1,100円
調理室		550円	880円	1,100円
軽運動場		770円	1,100円	1,320円
会議室		550円	880円	1,100円
和室		550円	880円	1,100円
音楽室		550円	880円	1,100円

備考 暖房器具を使用する場合は、燃料代として1時間当たり110円を徴収する。

別表（第7条関係）

体育館使用料

区分	対象者 又は施設	使用料				備考
		午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
1 体育運動のために 使用する場合	普通使用	中学生以下	無料	無料	無料	無料
		高校生	30円	30円	60円	120円
		一般	50円	50円	110円	210円
	団体使用	中学生以下	無料	無料	無料	無料
		高校生	550円	550円	1,100円	2,200円
		一般	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円
2 各種団体の集会又は大会等 のために使用する 場合	入場料を徴収しない 専用使用	体育館の一部	1,650円	3,300円	4,400円	9,350円
		施設の全域	2,200円	3,850円	4,950円	11,000円
	入場料を徴収する専用使用	施設の全域	5,500円	11,000円	16,500円	33,000円

備考 1 入場料を徴収しない場合であっても、入場料に相当する物品を徴収したと認められるときは、入場料を徴収する場合の使用料とする。

2 時間延長1時間につき、1時間割の金額を加算する。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

3 申請が団体名であれば団体扱いとし、それ以外は個人扱いとする。